

○海士町高齢者等交通費助成事業実施要綱

(令和3年3月12日海士町告示第5号)

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の心身の健康の維持及び管理の推進を図り、家族による介護の負担を軽減することを目的として、医療機関への入退院や施設への入退所等に際しての移動に要する費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 事業の対象者は、町内に住所を有するものとする。

(事業の内容及び助成の額)

第3条 事業の内容及び助成の額は、別表に掲げるとおりとする。

(他制度との併用禁止)

第4条 この助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、他の法令、条例、規則等により、この告示による助成に相当する給付を受けるときは、この告示による助成を受けることはできない。

(助成の申請)

第5条 申請者は、海士町高齢者等交通費助成交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査した上で助成の可否について決定し、その結果を海士町高齢者等交通費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第7条 町長は、前条の規定により助成を決定したときは、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者に対し助成に要した費用の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。ただし、別表に掲げる帰省者介護交通費助成事業は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	事業の内容	対象者の条件	助成額	備考
高齢者等入退院交通費助成事業	島前病院へ入退院する際の交通費の助成を行う。	・65歳以上の者 ・要支援及び要介護認定を受けている者	運賃の4分の3に相当する額	1回の入院につき、限度額40,000円
高齢者等施設利用交通費助成事業	西ノ島町の介護保険施設へ入退所（短期入所利用時を含む）する際にかかる交通費の助成を行う。	・65歳以上の者 ・要支援及び要介護認定を受けている者	運賃の4分の3に相当する額	・ひと月2回までの施設利用分が対象 ・限度額40,000円／月
帰省者介護交通費助成事業	町内に住む高齢者等を介護するために帰省する際の交通費の助成を行う。	隠岐島外在住の親族の帰省により介護を受けている者（自宅で暮らす要介護1以上の認定を受けている者、または要支援1以上の認定を受けており、主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の者）	隠岐汽船の運賃の2分の1に相当する額	月2回までの帰省分が対象

10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

海士町高齢者等交通費助成申請書

年　月　日

海士町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

対象者との関係

海士町高齢者等交通費助成事業を利用したいので、下記のとおり申請いたします。

記

対象者	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	大正・昭和 年 月 日生	年 齡	歳
	住 所 (電 話)	海士町大字	電話	
	要介護認定	認定なし 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5		

事業の種類	事業名	交通機関名	区間	かかった交通費
	高齢者等入退院 交通費助成事業		～	円
	高齢者等施設 利用交通費 助成事業		～	
	帰省者介護 交通費助成事業		～	

振込口座	振込銀行名 支店名	(振込銀行名) (支店名)	預金種目	普通・当座・その他
	口座番号		フリガナ 口座名義	

様式第2号（第6条関係）

第
年
月
日
号

様

海士町長

海士町高齢者等交通費助成決定（却下）通知書

年　月　日付で申請のあった海士町高齢者等交通費助成事業について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏　名		生年月日	年　月　日
住　所			
助成金額			
特記事項			